

[商品概要説明書]

令和5年6月1日現在

1. 商品名	シニアライフローン
2. ご利用いただける方	次のすべてを満たす方 ①申込時、満60歳以上で、最終返済時の年齢が満80歳以下である方 ②国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方 ③年金担保借入がない方 ④一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
3. お使いみち	・リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ①申込人または申込人の家族、（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から1ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人が①を用途として当金庫から借り入れたしんきん保証基金保証付個人ローン（切替プランを除く）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①と合わせた申込みに限ります。）
4. ご融資方法	・証書貸付
5. ご融資金額	・100万円以内（1万円単位）
6. ご融資期間	・3ヶ月以上10年以内（元金据置は6ヶ月以内となります。）
7. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
8. ご返済方法	・隔月元金均等・元利均等割賦返済（約定返済日は偶数月15日） 毎月元金均等・元利均等割賦返済も可（約定返済日は毎月15日） ※元金返済据置期間は6ヶ月以内 ※6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用は不可
9. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
10. 担保・保証人	・必要ありません。
11. 手数料・保証料	・申込みにかかる手数料は不要です。 ・保証料はご融資利率に含まれております。

<p>12. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>[苦情処理措置] 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>[紛争解決措置] 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>13. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の融資利率につきましては、当金庫の本支店またはフリーダイヤル（0120-330-111）までご照会ください。 ・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。